

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施について

要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため、平成29年6月に「水防法等の一部を改正する法律」が施行され、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられています。

このたび、避難確保計画の作成支援の動画を国が作成しましたので、動画URLを次のとおりお知らせします。

未作成の施設におかれましては、本動画を参考にいただき、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施をお願いします。

1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援動画（国土交通省ホームページ）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/youtube/index.html>

2 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について（長崎市ホームページ）
※計画作成が必要な対象施設については、次のページをご確認ください。

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210000/p032769.html>

○問い合わせ先 長崎市防災危機管理室 Tel : 095-822-0480 Fax : 095-820-0480 Mail : bousai@city.nagasaki.lg.jp
--